

令和元年司法書士試験
田端と一緒に自己分析

択一式

1. 出題形式

午前の部

	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
組み合わせ	35	31	32	30	28
単純正誤	0	4	3	4	5
個数	0	0	0	1	2

午後の部

	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
組み合わせ	33	35	35	34	33
単純正誤	2	0	0	1	1
個数	0	0	0	0	1

2. 問題のテーマ・ランク

ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率から作成

- A＝正解すべき問題 目安：正答率70%以上
 B＝できれば正解したい問題 目安：正答率40%以上70%未満
 C＝正解しなくて良い問題 目安：正答率40%未満

午前択一

科目		テーマ	ランク	テキスト 該当ページ等	出題予想, 取扱講座
憲法	問1	表現の自由	A	P48-50, 59	オ 検閲○
	問2	法定の手続の保障等	B	P76-79	
	問3	司法権	A(B)	P103, 119	○

民法	問 4	不在者, 失踪宣告	A	I P19-20	P U演習民法①-3	
	問 5	無権代理	A	I P62-63	○ 演習民法①-14	
	問 6	条件, 期限	A	I P74-76		
	問 7	不動産物権変動	A	I P8, 45, II P102-107	P U演習民法 ①-10 (96Ⅲ)	
	問 8	占有	A	I P122-128	P U演習民法②-11	
	問 9	相隣関係	A	I P129-130	P U演習民法②-13	
	問 10	共有	A	I P133-134		
	問 11	先取特権	A	I P193-195	○ P U演習民法②-19	
	問 12	不動産質権	A	I P180-181	P U演習民法②-21	
	問 13	抵当権	A	I P152, 156, 160	P U演習民法②-28	
	問 14	根抵当権	A	I P171-173	○ P U演習民法②-30	
	問 15	譲渡担保	A	I P199-200	○ P U演習民法②-32	
	問 16	保証人に対する情報提供	B	II P37, 43	P U演習民法③-9 イ	
	問 17	定型約款	B	II P85-86	P U演習民法③-20	
	問 18	解約手付	A	II P118-120	P U演習民法③-25	
	問 19	消費貸借	A	II P134-136	P U演習民法③-31	
	問 20	離婚 (親権等)	B	II P231, 237	P U演習民法④-9	
	問 21	成年後見制度	A	I P9, 873 の 2②等		
	問 22	相続の承認, 放棄	A	II P265-268	○	
	問 23	遺言	A	II P276-280		
	刑法	問 24	責任	A	P16, 32, 関連 P63	
		問 25	未遂	A	P18-19, P81	
		問 26	詐欺	A	P94-99	
会社法	問 27	発起人等の責任	A	P20, 24		
	問 28	募集株式の発行	A	P270, 272-273, 278		
	問 29	取締役の任期	A	P195-196, 246		
	問 30	監査役会設置会社の 会計監査人	A	P230-234		
	問 31	解散, 清算	A	P3, 5, 7, 15		

	問 32	持分会社	B	P27, 29, 33, 36	○
	問 33	株式と社債の異同	A	P182	○
	問 34	吸収分割	B	P102-113	
	問 35	匿名組合	C	-	

午後択一

科目		テーマ	ランク	テキスト 該当ページ等	出題予想
民事訴訟法	問 1	送達	A	P51-52	
	問 2	弁論主義	A	P69, 72, 85	
	問 3	争点整理手続	A	P40-43	○
	問 4	証拠保全	A	P75, 85	
	問 5	既判力	C	P8, 99	○
民保	問 6	保全命令	A	P46, 49-53, 58	
民執	問 7	債務名義	A	P5, P23-24, 32	ウエ債権執行○
司書	問 8	業務（欠格事由）	A	P15-16	
供託法	問 9	オンライン供託	A	P42, 46-47	
	問 10	弁済供託	A	P19, 51-52, 54	○
	問 11	担保（保証）供託	A	P8, 33, 39, 84	○
不動産登記法	問 12	付記登記	A	P316-317	○
	問 13	名変等の要否	A	P102, 287	
	問 14	代位による登記	B	P393-394, 77	
	問 15	添付情報	B	P91, 283, 64	
	問 16	住所を証する情報	A	P254, 59	
	問 17	名変, 更正等	A	P289, 284, 340	
	問 18	共有名義の不動産	A	P28-29, 364	
	問 19	相続に関する登記	B	Ⅱ P416, 民Ⅱ P259	
	問 20	期間等を登記事項とする登記	A	P26, 242-243	
	問 21	抵当権の登記	A	P111-112, 132	
	問 22	仮処分の登記	A(B)	P408-415, 417	
	問 23	仮登記	A	Ⅱ P258, 265, I P77	
	問 24	単独申請	C	I P22, 60, 137 他	
問 25	審査請求	A	Ⅱ P345-346	○	

	問 26	会社の利益相反	A	ⅡP370-377	○
	問 27	登録免許税	A	ⅡP322-324, 250	○
商業登記法	問 28	商業登記制度	B	P329, 190 参考 P315	○
	問 29	役員等の変更の登記	A	P244, 258	○
	問 30	募集株式の発行	C (B)	P108, 124, 126	○
	問 31	資本金の額の変更	A	P3, 323, 355	
	問 32	解散した会社の登記	C	P57, 41, 40 他	
	問 33	組織再編全般	B (C)	P101, 105, 149, 153-154	○
	問 34	持分会社の社員	B	P48, 30	○
	問 35	法人	C	-	

・ 基準点予想

年度	基準点			基準点合計	合格点	必要な 上乗せ点
	午前	午後	記述			
R 2						
H 3 1	7 5 (25 問)	6 6 (22 問)	3 2 . 5	1 7 3 . 5	1 9 7 . 0	2 3 . 5
H 3 0	7 8 (26 問)	7 2 (24 問)	3 7 . 0	1 8 7 . 0	2 1 2 . 5	2 5 . 5
H 2 9	7 5 (25 問)	7 2 (24 問)	3 4 . 0	1 8 1 . 0	2 0 7 . 0	2 6 . 0
H 2 8	7 5 (25 問)	7 2 (24 問)	3 0 . 5	1 7 7 . 5	2 0 0 . 5	2 3 . 0

午前 26-27 午後 23-24

午前26・午後23と仮定して過去4年の記述基準点の平均(33.5点)を加え、
過去4年の上乗せ点の平均(24.5点)を加えると205.0点～

→ 合格点のイメージ

3. 科目別分析

午前択一

憲法

1 目標正解数 2～／3（昨年2～／3）

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
・テキスト知識（判例） →結論しか覚えていないと解けない問題も出る	①過去問が少ない分テキスト学習の割合を増やす。違憲か合憲か？など結論だけでなく、その結論になった過程（内容）も見ておく。
・刑事手続の保障からの出題（新傾向）	②繰り返し出ているところ（検閲、司法権等）はきっちり覚える。

R2-3

イ 大学における単位の認定（授与）行為は、当該大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであるが、それが一般市民法秩序と直接の関係を有することを是認するに足りる特段の事情がある場合には、裁判所の司法審査の対象となる。

→ 正しい。単位授与（認定）行為は、特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであつて、裁判所の司法審査の対象にはならない（富山大学事件 最判昭 52. 3. 15）。

民法

1 目標正解数 18～／20（昨年18～／20）

2 傾向と対策

① 今年からの傾向★★★ 改正問題

内容・特徴	対策
・第16問（保証人に対する情報提供） ・第17問（定型約款） →「出ないと思っていた」は通用しない。 ・第19問（消費貸借）	条文、改正民法の問題演習（講座、答練、模試）。テキストで読み飛ばしをしない。

参考>>

パーフェクトユニット演習民法第3回・問20-ウ（R2-17-ウ 類似）

ウ 定型取引を行おうとする定型約款準備者は、既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときであっても、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。

→ 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない（民法 548 条の 3 第 1 項）。

② 近年の傾向★★ 後見制度に関する問題

内容・特徴	対策
<p>・第21問 ア・ウで消去法で解けるが、他の肢も考えはじめると迷うかも。</p> <p>択一：民 H29-4（成年被後見人・被保佐人の比較）、民 H29-21（未成年後見）、不登 H29-18（成年後見人による登記申請）</p> <p>記述：H30（成年被後見人の不動産の売買。関連条文→859, 859 の 3, 864）</p>	<p>・838～875条の後見の条文のうち、853条以降の後見の事務の部分を読む。</p> <p>・世の中で話題になっていたり、必要とされていたりする制度に目を向ける。</p>

- ・今年の民法には共同抵当や相続分、遺留分などの嫌な計算問題がなく、例年よりもやや易しいのではないか。改正民法に関しても、以前の規定と混乱して間違えるような改正問題ではなく、新設規定を多く取り扱ったので、学習していた方は第16問や第17問も得点できたのではないか。今年民法の点数がふるわなかった方は、得点できなかったAランクの問題について、原因を考える必要がある。

刑法

1 目標正解数 3 / 3（昨年2～ / 3）

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
<p>第24問（責任）</p> <p>第25問（未遂）</p> <p>第26問（詐欺）</p>	<p>刑法は過去問演習で得点しやすい科目であることには変わりがないので、まずは過去問をきっちりやる。</p> <p>もともと、昨年（H31）は名誉毀損の出題など、珍しい出題がされる年もあるので、未出題の分野にも目を通しておく。完全に過去問のみの学習では心配。</p> <p>学習計画は過去問ベースで立てるのもオススメ。</p>

会社法

1 目標正解数 6～／9（昨年6～／9）

2 傾向と対策

① 近年の傾向★★ 各論からの出題

内容・特徴	対策
第35問：商法各論からの出題（匿名組合） H31は仲立人，H30は場屋営業の問題が出題されている。	深追いする時間はないが，各論まで勉強する。 3年連続各論から出ているが，総論の学習もきっちりやる。

② 平成26年改正部分の出題★★★

内容・特徴	対策
・第27問-ウエ，第28問オ（仮装払込み等の責任） ・第28問ウ（支配株主の異動を伴う募集株式の発行，206の2）	監査等委員会設置会社に関する出題は既にあるので，驚く出題ではない。 任務懈怠・仮装払込・現物出資の不足額填補責任などは，設立時と設立後とまとめて学習してしまう。

午後の部

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

1 目標正解数

民事訴訟法 4～／5（昨年3～／5）

民事保全法 1／1（昨年1／1）

民事執行法 1／1（昨年1／1）

2 傾向と対策

従来型 比較が活きる問題

内容・特徴	対策
第3問 争点及び証拠の整理手続 昨年：弁論準備手続と通常的口頭弁論の比較，当事者尋問と証人尋問の比較	・日頃から比較を意識した勉強をする。言葉にも注意（ex. ～しなければならないor ～することができる）。

近年の傾向★★ 財産開示手続に関する出題

内容・特徴	対策
第7問-オ：H31-7-オでも財産開示手続に関する出題あり。財産開示手続自体は利用が少なく、出題もなかったが、民事執行法改正によりこれから出題されていくという話をしていたもの。	・改正対応。民事執行法の改正はPUで全4回あるが、4回すべての講義に影響があり(※)、テキストも改訂を加えている。改正がある科目については受験経験者であっても講座の受講を検討した方がよい。

※改正箇所の概要

暴力団員等の買受け防止に関する規定、債権執行関連、子の引渡しの強制執行に関する規定、財産開示手続、第三者からの情報取得手続など

司法書士法

1 目標正解数 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
司法書士の欠格事由・入会に関する問題。 ※H31には「司法書士会は、・・・」から始まる問題が出題された(新傾向)。	・従来通りのテキスト、過去問による学習。 ・改正法が施行されているので改正に対応した講義・テキスト・過去問(※)を利用する。

H31-8-オ

オ 司法書士会は、所属の会員が、司法書士法又は司法書士法に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

→ 改正法施行により誤りとなる。懲戒権者が法務大臣となったため、本記述のようなときは、法務大臣に報告することになる(改正司法書士法60条)。

(法務大臣に対する報告義務)

第60条 司法書士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、法務大臣に報告しなければならない。

供託法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 3 / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
過去問 10 年分やっているだけでもかなり解ける。それくらい繰り返し同じことが出題されている。 近年の特徴としては、オンライン供託に関する出題。	・テキスト、過去問で獲れる科目（従来どおり） →過去問しっかり解く。供託法は原則として 3 問正解できる科目なので、絶対に捨てられない。苦手な場合は、授業との相性が悪いのか、民法・民事執行法・民事保全法など他の科目が苦手でわからないのか検討して改善する。 ・改正民法の影響がある箇所に対応できていない方は対応する。

不動産登記法

1 目標正解数 13 ~ / 16 (昨年 10 ~ / 16)

2 傾向と対策

① 新傾向★★★ 問題の短文化、登記記録問題などの不出題

内容・特徴	対策
問題文が 1 ページの約半分で収まっている問題が 5 問もある（問 12, 問 16, 問 20, 問 25, 問 27）。また、2 ページ丸々使う問題がない（長いのは問 14 のみ、これも例年の問題と比べれば短め）。 また、登記記録問題もなく、凝った形式の問題がほぼない（問 24 のみ）。	時間が足りなかった方は問題の分量のせいではなく問題検討に時間をかけすぎている可能性がある。問題検討の時間を守ること、知識の精度を高めること。

② 従来型★★ 改正に絡む問題

内容・特徴	対策
第 15 問-オ 作成後 3 か月以内の登記事項証明書を提供すれば、会社法人等番号の提供は不要となる（不登規 36 条 2 項, 令 2.3.30 民 2.318）。1 か月ではない。また、登記事項証明書の提供は義務ではないので、「提供しなければならない」としている点も誤り。	条文の改正はもちろん、通達や新しい運用など、学習上必要な情報は講座の補講や追加レジュメで補う。

商業登記法

1 目標正解数 4～／8（昨年6～／8）

2 傾向と対策

① 本年の傾向★★ 問題文を正しく把握できていない

内容・特徴	対策
<p>以前にも増して問題文を正しく読めていない傾向（問 29-イ，問 30-ウなど）。近年の商業登記法の中では1番得点できなかった年ではないかと考えられる。正答率が悪い本年の問題の中で，正解したかった問題→問 28，問 29，問 31，問 33，問 34</p> <p>その他：問 32 は実質 10 肢問題なので時間の制約的にスルー（実際の正答率も低い）。問 35 は勉強していないのでスルー。合っていたらラッキー，時間をかけても仕方ない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 条文の文言を大切に（問 34-ア）。・ 知っている肢で勝負する（ex. 問 31 はアとオで判断できる）。 <p>問 31-オ：清算株式会社は清算の範囲内で権利能力を有し，清算に必要な行為をすることができる→逆に言えば，清算に不要な行為はできず，剰余金の配当をすることはできない→資本金をいじる行為は，配当のための行為であり，もう意味がないのでできない＝準備金の資本組入れはできない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 無理そうな問題に時間をかけない（今年の問題 32，問 35）。満点ではなく，合格点をとれる問題からとる。

② 従来型 商業登記制度に関する出題（出題予想どおり）

内容・特徴	対策
<p>第 28 問：アとイ自体は知らないが，印鑑証明書の交付の要否のところまで学習したとおり，権限があるかどうか？で考えてよかった肢（参考：h13-35）。</p> <p>ウは出題予想でも触れていたもの。改正された規定＝改正された理由がある・これから活用したい規定であることから，情報に追いついていく必要がある。通達（h28.6.23 分）も学習しておこう。</p> <p>オは易しい（参考：h26-30-ア）。申請書が新所在地に送付されているのに旧所在地の方に出しても間に合わない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 理由を理解する勉強。理由を理解していればアやイのような肢でもなんとか考えることができる。・ 改正などの情報にアンテナを張る。講座 or 自力。・ 出題予想の活用。

4. 来年に向けての方向性

①会社法改正

- ・独学でいけるか？という質問について
- 私が受験生なら講座を使って勉強する。来年の本試験まで約8か月、情報収集にかかる時間をもったいないので、可能であれば講座を検討した方がよい。また、分析の結果によっては改正以外についても講座を検討する。

②時間配分について

- ・無理そうな問題に見切りをつけて進めていく。
- すべての問題を処理することが大事。いま解いている問題よりも得点しやすい問題が先にあることもある。
- ・「知らない肢」は毎年必ず出るので、知らない肢で考え込まない。自信を持って正誤を判断できる軸肢をつくる（知識の精度を上げる）勉強をする。
- 日頃の学習では組み合わせで解かない。
- ・答練、模試で時間配分や解き方のシミュレーションをする。「〇〇時になったら〇〇にとりかかる」というのを決めておく。
- e x. 14時10分になったら不動産登記法記述に行く、15時になったら商業登記法記述に行く（択一でも科目ごとの時間配分の目安を掴んでおくとうい。）

③講座について

- ・ご自身のレベルに合わせて基礎講座か中上級講座か決める
- 講座のコンセプトをよく確認する
- ・講師で選ぶ
- 可能であれば受講相談、動画の視聴
- ・スケジュールリングを自分でも考える

記 述 式

出題予想該当部分

不登記述	特定財産承継遺言，共同（根）抵当権追加設定，申請に関する指示
商登記述	募集株式の発行（非公開会社），申請に関する指示

不動産登記法

1. 分量

	総ページ数	別紙の数
R2	13	5
H31	16	6（※）
H30	15	8
H29	14	6
H28	18	8

R2 は総ページ数・別紙の数ともに減少
→時間が足りなかった場合の原因は以下が考えられる。

- ①思考・手が止まったことによるロス
- ②例年の本試験の分量を考慮した対策ができていなかった
- ③択一に時間をかけすぎた

※別紙1が1-1, 1-2, 1-3とあるので、
実質8枚である

多くの受験生が手を止めたと思われる箇所

(1) P39 事実関係 13 なお書き部分

なお、当該追加設定契約に係る令和2年6月10日付の追加根抵当権設定契約証書には、既存の根抵当権の特定事項として、当該既存の根抵当権の設定の日付、管轄登記所、受付年月日及び受付番号の記載がされているが、甲土地の不動産番号、所在、地番、地目及び地積の記載はされていない。

・すべての登記研究や先例を覚えるのは不可能

→ 「この登記をしなかったら問題のバランス（※）的にどうかな？」ということを考えて解答を決める（問題の空気を読む）。

※解答の記載量、他の申請情報の影響など

本問で共同根抵当権追加設定不可と判断した場合には、第4欄の住所変更・根抵当権の変更の意味がよくわからなくなる（不動産登記には登記義務がないため）。

【参考】 解答の量

	書く申請書の数	「登記不要」の数	申請書以外の解答の数
R2	6 ※	2	2
H31	6	1	2
H30	5	0	1
H29	7	0	1
H28	7	1	1
H27	6	2	1

※第3欄は本来の申請書より解答する分量が少ない（下記(2)の指示による）

(2) P41 問2のカッコ書き, 問3=解答例に書くこと・書かないことの判断

問2, 問4, 問5→「権利者その他の事項」欄に記録される事項も必要 問3→申請人は記載するが, 「権利者その他の事項」欄に記録される事項は不要

後述の問題文の指示の抽出ができるように。読む時間を確保する。

2. 傾向と対策

新傾向★★★ 民法改正に関する出題

R2	<ul style="list-style-type: none"> ・民法 899 条の 2 に関する解答（問 1・第 1 欄） ※ ・民法 465 条の 6, 465 条の 9 第 1 号に関する解答（問 6・第 6 欄） →P41
対 策	
民法の学習（特に第 1 欄の解答を書けなかった方）。 「一般ルール→本問へのあてはめ」の形を書けるように（問題演習）。	

※ 類似問題：記述式必修問題集 60 不登問 3（特定財産承継遺言に基づく登記を申請しなかった場合に関する設問）
 司法書士オープン第 7 回不動産登記法記述（田端作成，特定財産承継遺言に基づく登記に関する設問）

近年の傾向★★ 登記識別情報が提供できない場合に関する出題

R2	<ul style="list-style-type: none"> ・登記識別情報を提供できない理由を解答（不通知） →P37 一段落目下から2行目・P42 注意事項 1(3)
H31	<ul style="list-style-type: none"> ・事前通知，登記識別情報を提供できないときの事前通知以外の手続について解答
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・登記識別情報を提供できない理由をほぼすべての欄で解答（不通知） ・本人確認情報の提供
対 策	
申請書以外を解答させる出題（※）に関して， 過去問以外のバリエーションも経験しておく。	

参考>>

H30不登：登記原因証明情報の内容を記載させる出題（H25・H29にも出題）

(※)

申請書以外のバリエーションの例	PU記述式必修問題集60 該当問題
本人確認情報に関する解答	問 1
「仮に〇〇であった場合」の登記申請の可否等	問 2，問 3，問 8，問 11，問 18， 問 22，問 23，問 28
司法書士が説明した必要な登記申請	問 5
登記原因証明情報の内容を記載させる	問 5
登記申請できない事項	問 4，問 6，問 19，問 25
相談・質問に対する司法書士の回答	問 10，問 15，問 21，問 29

従来どおりの傾向★★ 問題文の指示（誘導）

R2	<ul style="list-style-type: none"> ・「権利の移転の方法によらずに」（P39 事実関係 9 4 行目） →更正登記への誘導。H29 にも出題あり（H29 事実関係 10 参照）。 ・登記識別情報を提供することができない理由の記載（P37 一段落目下から 2 行目，P42 注意事項 1(3)） →上記近年の傾向を参照 ・「申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを登記情報の内容とすべきときは，・・・当該法令を記載する。」（P42 注意事項 1(4)） →所有権保存登記の根拠法令の記載（第 5 欄 解答例参照）。H28 注意事項 2 にも類似の指示あり（代位による登記申請あり）。 ・登録免許税の免除・軽減の根拠法令の記載の指示（P43 注意事項 7）。 「（非課税である場合は，その旨）」という記載もある。 →登録免許税法 13 条 2 項および登録免許税法 5 条 4 号。13 条 2 項については，H28 注意事項 9 にも同様の指示あり（共同根抵当権追加設定を解答する点も同様）。
対 策	
<ul style="list-style-type: none"> ・重要な注意事項を抽出できるよう練習する。 <p>そのためには，スルーしてよい注意事項を把握していることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伏線を回収する」，「問題を処理する」という意識を持つ。 <p>問題文や注意事項には解答に影響する何らかの意味がある。</p>	

P42～43 答案作成に当たっての注意事項で，スルーしてよい部分

- ・ 1 (1) 権利者等も記載するなどの指示
- ・ 2 全体（時間に余裕があれば(6)の部分は見た方が良い）
- ・ 5 登記申請に必要な添付情報は全て法律上適式に作成されている旨（当たり前）
- ・ 6 および 8 定番

商業登記法

1. 分量

	総ページ数	別紙の数
R2	18	11
H31	17	13
H30	17	9
H29	15	9
H28	14	9
H27	17	10

時間がかかった箇所

- ・決議の計算（定款の定足数軽減などの細かい定めはあったが、全員出席なのでそれは関係なく、各決議の成立の判断に計算が必要だった）
- ・2件目の判断のためには1件目の募集株式の発行の計算を先に済ませて、増えた株式も加えて決議の計算をしないといけなかった
- ・第2欄の解答量

2. 傾向と対策

新傾向★★★ 株主リストの通数に関する指示

近年の傾向★★★ 就任承諾を証する書面の記載に関する指示

R2	・P51 注意事項 5 ・P51 注意事項 8 (昨年からの出題。定番化するのではないかとっていたもの) ※
対 策	
(就任承諾書の指示について) 答練・模試を受講する際、本問のような記載で 「どのくらい書く時間がかかるか？」を把握しておく。 また、今後「本人確認証明書」や「印鑑証明書」についても特定を求める出題 がある可能性もある。 注意事項のスルー部分を体で覚える。	

- ※ 類似問題：記述式必修問題集 60 商登問 19 (本人確認証明書 ver.)，問 20 (就任承諾書 ver.)，問 25 (就任承諾書＋本人確認証明書 ver.)
パーフェクトユニット記述合宿商登問 1 (就任承諾書＋印鑑証明書 ver.)，商登問 2 (就任承諾書 ver.)
司法書士オープン第7回商業登記法記述 (田端作成，就任承諾書 ver.)

- 5 登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された総会ごとに1通を添付するものとする。

参考>>

商業登記規則61条3項

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第319条第1項（同法325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株主の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

一 十名

二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの人数

P50～51 答案作成に当たっての注意事項で、スルーしてよい部分

- ・ 1 適式に調べている（当たり前）
- ・ 6, 7, 9～13

新傾向★★★ 種類株主総会の要否を内容で判断させる

+種類株主総会議事録に関する記載

R2	<p>・ P60 別紙 6, P63 別紙 8, P66 別紙 10 聴取記録 7, P67 別紙 11 聴取記録 2</p> <p>本問の募集株式の発行（第 1 欄）では割り当てる種類株式が譲渡制限株式であるため普通株主総会の特別決議が必要である→当該種類株主総会の議事録が必要。</p> <p>第 2 欄では甲種類株主が普通株主に先立ち受ける残余財産の分配について 1 株あたりの金額を増額しているため、普通株主に損害を及ぼすおそれがある→普通株式の種類株主総会の議事録が必要。</p>
対 策	
<p>検討する時間、書く時間の確保。種類株式発行会社では、</p> <p>①現に 2 以上の株式を発行しているか？</p> <p>②必要な種類株主総会決議はあるか？</p> <p>③種類株主総会についての問題文の指示はあるか？</p> <p>に注意して問題を解く。</p>	

新傾向★★ 成立に関わる補足事項を聴取記録ではなく別紙に記載（剰余金の組入れ）

R2	・P58 別紙4で剰余金の額が計上されていたことを証している。
対 策	
<p>準備金・剰余金の組入れの場合にはこのような表現もあり得ると想定しておく。計算書類が出た場合には大会社への移行も疑う。他に、債権者保護手続関係書面なども、聴取記録以外で出す可能性もある。</p>	

従来どおりの傾向 登記できない事項の解答

R2	・取締役の責任の免除に関する規定の設定ができない（問3・第3欄）。
対 策	
連想パターンの修得。	
<p>なお、以下のような出題も近年の傾向であるため、このような設問にも対応できるように過去問以外のバリエーションも経験しておく。</p>	

【参考：近年の商業登記法の設問】

H31	<ul style="list-style-type: none"> ・株主リストに記載すべき最小限の範囲の株主を解答させる ・大会社になったことで追加する議案を解答させる
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な議案を提案させる ・社外監査役に該当する者を解答させる

(※) 申請書以外のバリエーションの例

PU必修問題集60問5, 問6, 問9, 問14, 問22, 問23

【連想パターン 抜粋】

登記事項証明書からの連想パターン

・ 資本金の額が1億円前後

資本金増加（募集株式の発行や剰余金の資本組み入れ等）、資本金減少によって役員変更の登録免許税が変わる。各欄の申請日時点での資本金の額に気をつけて登録免許税の計算をするよう心がける。

役員変更の登録免許税

資本金の額が1億円以下	金1万円
資本金の額が1億円超え	金3万円

役員パターン

・ 取締役会非設置会社の代表取締役の選定方法と登記パターン

- a 原則は各自代表。取締役会を廃止し、新たな代表取締役を選定しなかった場合、代表権のなかった取締役の「代表権付与」の登記申請が必要
- b 定款で定める
- c 定款の定めに基づく取締役の互選で選定する
- d 株主総会で選定する

非公開会社でのみできること

- ・ 監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定めができる（監査役会設置会社又は会計監査人設置会社であった場合を除く）。
→ 役員等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定はできなくなる。

【うまくいかなかった原因の検討と対策】

①時間が足りなかった

択一・不動産登記法記述も含め、「〇〇時になったら〇〇に移る」ということを決める（e x. 15時になったら商登記述に移る）。

わからない問題に見切りをつけて先に進む。

②いつもと違う解き方をした

いつもと違うことはしない。本番でもできるような解法を4月から6月の間には自分の中で決定し、その解き方で答練・模試なども解く。

解き方は、各講師の解き方をそれぞれ参考にして、自分ができるものを真似して作る。

全部を真似しなくてもよい。

③論点に気づけなかった

問題演習不足。論点がたくさん入った練習問題からはじめ、連想パターンを修得する。

小さな問題が解けるようになってきたら、答練などで本試験並みの問題にもどんどんチャレンジする。記述がいま苦手だとしてもやらないとうまく解けるようにはならない。

直前期まで放置せず、どうやって勉強するか？を検討する。

おすすめの流れ>>

- ①パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集
- ②答練、模試
- ③記述の過去問

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット記述式必修問題集60』(辰巳法律研究所) 『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法 ②商業登記法 (辰巳法律研究所) 『だからあなたを合格(うか)らせたい! 司法書士一発合格法』 (すばる舎)
Twitter	田端恵子(司法書士/講師) @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko
YouTube	https://www.youtube.com/c/keikotabata
ブログ	「田端恵子 official」 http://keikopass.com/ 「note」 https://note.com/keikotabata

【近日開催無料ガイダンス】**『令和3年度司法書士試験断固合格! 田端の合格カレンダー2021』(無料)**

・YouTube 配信 10月15日(木)～

【2021 向けパーフェクトユニットのオススメ Point】

- ①今すぐ会社法・商業登記法の学習を開始できる! (※)
 - ②年内に択一の全ユニットを配信→苦手なところから学習できる
 - ③講師作成テキスト・肢別問題集で学習できる
→かさばるレジユメの配布に悩まされることもありません
- (※) 会社法に限らず、改正に関する補講等が必要な場合には適宜情報を発信しますので、受講生の皆さんは安心して学習を進めてください。